



「公害の教訓を後世に
引き継いでいきたい。」

四日市市
環境部 環境保全課長
人見 敏和



独立行政法人環境再生保全機構設立10周年おめでとうございます。
さて、四日市公害裁判の判決から今年で43年を迎えます。この判決はその後の法整備の大きなきっかけとなり、認定患者に対して医療費負担だけでなく、生活補償もなされることとなりました。
このことは、認定患者にとって、高額な医療費や就労できないことによる経済的な負担を軽減し、治療に専念し安心して生活できるという大変重要な制度であり、現在でも大きな役割を果たしていると言えます。
一方で、現在、四日市市においては約400名の認定患者がいらっしゃいますが、

患者の高齢化が進んでおります。それに伴い、認定患者のニーズも変化しており、福祉事業の参加者の固定化など、事業の実施にあたり再検討が求められる状況となっております。
そのような中、四日市市では、平成27年3月に「四日市公害と環境未来館」を開館いたしました。公害の教訓を風化させることなく、後世に引き継いでいきたいと考えています。
今後、貴機構のご支援をいただきながら、よりよい環境づくりと健康のため、公害の経験を生かした施策を実施していきたいと考えています。



「大気汚染の歴史を
忘れないで欲しい。」

全国公害患者の会
連合会 代表
森脇 君雄

大気汚染によって前が見えないひどい状況が全国的に広がった1960年代ですが、公害健康被害補償法ができたことで、被害者の救済はもちろん、汚染源の規制で効力を発揮した意義は大きいと言えます。
財源となる硫酸酸化物を排出する工場への汚染負荷量賦課金の徴収が、排出源対策を後押ししたことは間違いないでしょう。
ただ、窒素酸化物やPM_{2.5}といった浮遊粒子状物質による目に見えない大気汚染の対策はまだ道半ばです。対策の手を緩め

ず継続して欲しいです。
公害病の治療は一生続きます。治療を続けても毎日息苦しいのです。治療や生活を支えてくれる補償制度は非常にありがたく、公害病によって働けなくなった公害認定患者の「命綱」になっています。ただ、現在も指定地域解除によって未救済の患者が多くいることも事実です。この制度が大気汚染の歴史の上に成り立っていることを忘れないで欲しいと願っています。



「地域に密着した日々の活動を通じて」

「公害健康被害補償制度について商工会議所では、昭和49年の制度発足時から徴収業務を受託してまいりました。この間、環境再生保全機構の皆様のご理解、ご協力を得て、社会的意義の高い歴史ある本制度の一翼を担えたことは商工会議所にとっても意義深く、衷心より御礼を申し上げます。
商工会議所は「商工業の総合的な発展」と「社会一般の福祉増進」を目的として地域の事業者者に密着した日常活動を積み重ねております。こうした特性を環境再生保全機構の皆様にご理解いただいていることが、目標水準を超える申告率の維持につながっていると感謝しております。東日本大震災後も被災県商工会議所の情報をもとに地域に配慮した措置を迅速にとっていた結果、その後もスムーズに申告していただくことができました。
今後とも本制度をはじめ環境再生保全機構による環境政策のお手伝いをさせていただきます。引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」



日本商工会議所
産業政策第二部
担当部長
青山 直樹



公害健康被害補償業務について

公害による健康被害者の方々を迅速・公正に保護するため公害健康被害補償制度を着実かつ正確に運営しています。

制度の現況



被認定者数

昭和63年の制度改正により、同年7月のピーク時における約11万人から減少し、平成26年3月末の時点でも約3万7千人の方が認定されています。

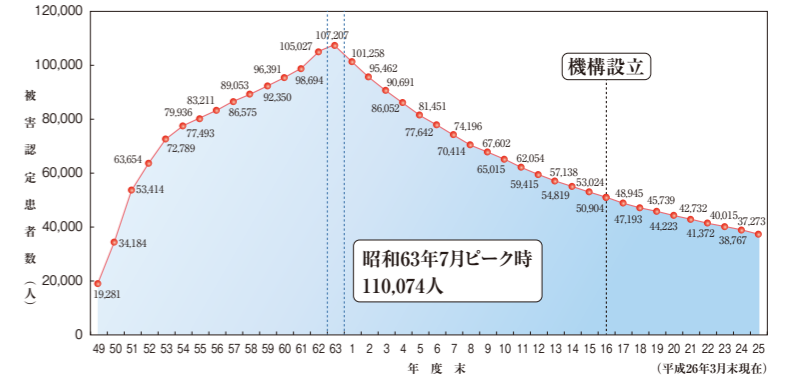


賦課金申告額

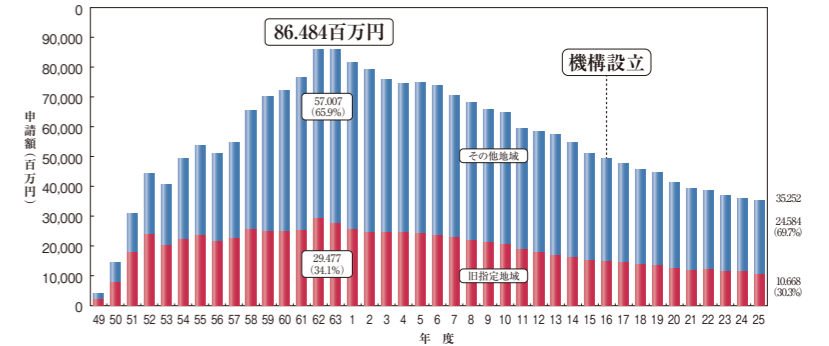
ピーク時には約860億円、その後、制度改正により減少し、平成26年3月末時点でも約350億円が申告されています。



認定患者数の推移



賦課金申告額の推移



被認定患者数は年々減少しているものの、円滑な補償を行うために、引き続き関係者の皆さまにご理解・ご協力をお願いするとともに、公害健康被害補償制度についてご理解・ご協力いただけるよう取り組んでいます。

環境負荷と事務負担を減らす取り組み



オンライン申告の推進

機構では環境に配慮するとともに計算誤りや転記誤り、記入漏れなどを防ぐことで納付義務者・機構双方の事務負担を減らすため、平成15年度よりオンライン申告を推進しています。平成25年度には、オンラインによる申告件数の割合は55%となり、これは申告金額の70%を占めています。

オンライン申告件数と申告金額の割合の推移

